

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 31 年  
2 月 5 日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示
  - 保安林指定施業要件の変更(萩市) (森林整備課) ..... 一
  - 道路の供用の開始(道路整備課) ..... 二
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課) ..... 二
  - 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等(会計課) ..... 二
  - 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等(物品管理課) ..... 三
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課) ..... 四
  - 大規模小売店舗立地法第六條第五項の規定による届出(商政課) ..... 五
  - 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(商政課) ..... 五
  - 県営二島東地区農地整備事業(経営体育成型) 変更計画書の縦覧(農村整備課) ..... 五
  - 一般競争入札の実施(都市計画課) ..... 五
- 選管告示
  - 海区漁業調整委員会委員選挙執行規程の廃止 ..... 七
- 公安委公告
  - 一般競争入札の実施 ..... 七



### 山口県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保

安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第千二百二十四号(四に係るもの  
に限る。))及び保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第百二十号(三  
に係るものに限る。))に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市  
農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字下小川字後山一六四五、一六九一の一、三〇八五、三〇八七から三〇九〇  
まで、三〇九一の一、三〇九三の一、三〇九三の二、三〇九四、三〇九五の一、川上  
字相原四三三七、一一九三二、一一九三三、一一九八九から一一九九一まで、一一九  
九二の一、一四四〇五、一四四五七、字筏場五三〇二、五三〇四、一二六六七の一、  
一二六六七の三、一二六六八から一二六七一まで、一二六七二の一、字井手ヶ迫一〇  
三八五から一〇三八八まで、一〇三九八、一〇三九九の一、字下田一二六八五の一、  
一二六九〇、一二六九三、字筏場下田一四六五二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字後山一六四五・一六九一の一・三〇八七から三〇八九まで・三〇九三の一  
(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、三〇九三の二、三〇九四、三  
〇九五の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県道 江沙公園線	宇部市大字船木字岩坪八九六の六地先から 同市 同大字字丸田二四一一の一の地先まで	平成三十一年二月 六日

山口県告示第二十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十六年山口県告示第三百七十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

江泊地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地名	番	標柱番号
防府市	江泊	江泊	六三二の四	六三二の四	一号
〃	〃	〃	六二九の一	六二九の一	二号
〃	〃	〃	六三一の一	六三一の一	三号
〃	〃	〃	六三一の一	六三一の一	四号
〃	〃	〃	六三一の二及び六三三の一の地内	六三一の二及び六三三の一	五号
〃	〃	〃	六三一の二及び六三三の一の地内	六三一の二及び六三三の一	六号
〃	〃	〃	六一六の一及び六一六の四地内	六一六の一及び六一六の四	七号
〃	〃	〃	六一六の一及び六一六の四地内	六一六の一及び六一六の四	八号
〃	〃	〃	六一七の一	六一七の一	九号
〃	〃	〃	六一七の一	六一七の一	十号
〃	〃	〃	六一七の二	六一七の二	十一号
〃	〃	〃	六一二の五	六一二の五	十二号
〃	〃	〃	六一二の一	六一二の一	十三号
〃	〃	〃	六一三の五	六一三の五	十四号
〃	〃	〃	六一三の五	六一三の五	十五号
〃	〃	〃	六一五	六一五	十六号
〃	〃	〃	六三一の二及び六三三の一の地内	六三一の二及び六三三の一	十七号
〃	〃	〃	六三一の二及び六三三の一の地内	六三一の二及び六三三の一	十八号
〃	〃	〃	六三一の二及び六三三の一の地内	六三一の二及び六三三の一	十九号

山口県告示第二十一号

地方自治法施行令(昭和二十二政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、平成三十一年度において県が発注する業務(県庁舎等の清掃に係るものを除く。)の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入

札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六十七条の四(政令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、電子県庁基幹システム再構築業務、漁業取締船せきしよの定期検査業務、周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務、県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務並びにヘリコプター映像通信システム機上設備再整備業務とする。

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成三十一年六月中に同年十月一日以降の資格についての審査の公示をすることを予定しているの当該公示に基づき申請の手続をとること。

(三) 競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三二九六〇)のホームページ(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a25200/shinsei/shinsei3.html>)において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林水産事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。

山口県告示第二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、平成三十一年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六十七条の四(政令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調 達 す る 物 品 等 の 種 類
物品等の買入れ及び借入れ	税務システム用機器 電気 人事給与福利厚生システム用機器 サーバ用プリンタ 電子システム入札用機器 県立学校コンピュータ教室用機器 ガソリン 交通信号灯器 初動捜査支援システム 警察情報ネットワーク端末装置 電子申請用ネットワークシステム 警察情報システム ICカード化運転免許証チェックコード生成装置 運転免許電子ファイリングシステム ICカード化運転免許証追記端末装置 警察情報通信ネットワークシステム回線接続機器 通信指令システム

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加

資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成三十一年六月中に同年十月一日以降の資格についての審査の公示をすることを予定している。当該公示に基づき申請の手続をとること。

(三) 競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三―三九六〇)のホームページ(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a25200/shinsei/shinsei3.html>)において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林水産事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。



(三三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成三十一年二月五日から同年六月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 クロスモール下関長府  
所在地 下関市長府才川一丁目四二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号 橋本 勝
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
		株	会	社	ヒ	マ	ラ
		マ	ラ	ヤ			

四 届出年月日

平成三十一年一月二十三日  
変更年月日  
平成二十九年三月三十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 クロスモール下関長府  
所在地 下関市長府才川一丁目四二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号 橋本 勝
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
		常	陰	均	橋	本	勝

四 届出年月日  
平成三十一年一月二十三日  
変更年月日  
平成二十九年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 クロスモール下関長府  
所在地 下関市長府才川一丁目四二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号 橋本 勝
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
---------	---	---	---	---	---	---

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社太陽家具百貨店
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	宇部市東藤曲二丁目五番三〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	川崎 敦祥

四 届出年月日

平成三十一年一月二十三日

五 変更年月日

平成三十一年一月二日

(二四) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 レッド・キャベツ山の田店

所在地 下関市山の田本町一番九号

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

一、四三九平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成二十九年八月二十九日

(二五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年九月十八日山口県公告(二二一)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年二月五日から同年三月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二六) 県営二島東地区農地整備事業(経営体育成型)変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営二島東地区農地整備事業(経営体育成型)の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営二島東地区農地整備事業(経営体育成型)変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年二月六日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

- (一) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書による。
- (二) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 履行期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間
- (四) 履行場所  
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二十三十七号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定職務の種類等に関する告示（平成三十一年山口県告示第二十一号）に基づく資格審査において、産業廃棄物（収集・運搬）及び産業廃棄物（処分）について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
  - (四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥に係るものに限る。）及び同条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可（汚泥の中間処理に係るものに限る。）を受けている者であること。
  - (五) 平成三十一年二月五日から同年三月十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
  - (六) 平成十五年四月一日から平成三十一年二月五日までの間に、地方公共団体の委託を受けて下水道施設において生じた脱水汚泥を堆肥化して販売した実績（堆肥化又は販売を委託した場合を含む。）を有していること。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課調整班
- 四 入札説明書及び仕様書の交付

- 山口県土木建築部都市計画課流域下水道班（光市大字浅江字懸山九二九番一二五）において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法  
入札金額は、一トン当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 提出場所  
山口県土木建築部都市計画課調整班
  - (三) 受領期限  
平成三十一年三月十八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成三十一年三月十九日午前十時）
  - 六 入札を執行する場所及び日時
    - (一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室
    - (二) 日時  
平成三十一年三月十九日午前十時
  - 七 入札保証金  
免除する。
  - 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - (一) 入札参加資格のない者がした入札
    - (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
    - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
  - 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
  - 十 その他
    - (一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 契約書の作成の要否  
要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成三十一年二月二十二日午後五時十五分までに山口県土木建築部都市計画課調整班に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成三十一年三月六日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写し

3 二の(六)に掲げる実績について記載した書類

(五) 契約保証金  
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十一年三月十二日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三九一五)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課調整班(電話〇八三一九三三三三三二〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be required: Transportation and processing of dehydrated sludge from the Shunan Water Treatment Center

(3) Term of the contract: From April 1, 2019 to March 31, 2020

(4) Place of the performance of the service: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3720)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 18, 2019 (If brought in person: 10:00 A.M. March 19, 2019)



山口県選挙管理委員会告示第五号

海区漁業調整委員会委員選挙執行規程(昭和三十五年山口県選挙管理委員会告示第八号)は、廃止する。

平成三十一年二月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十一年二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称  
ガンリン

(二) 物品等の予定数量  
二百八十五キロリットル

(三) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

(五) 納入場所  
契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づき資格審査において、石油について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成三十一年二月五日から同年三月二十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県警察本部警務部会計課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法  
入札金額は、一リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 提出場所  
山口県警察本部警務部会計課
  - (三) 受領期限  
平成三十一年三月十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十一年三月二十日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

- (二) 日時  
平成三十一年三月二十日午前十時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(一) 入札参加資格のない者がした入札  
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札  
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否  
要
  - (四) 契約保証金  
免除する。
  - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十一年三月十一日までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。
  - (六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三―〇一一〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
  - (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
  - (2) Nature and planned quantity of the products to be purchased: Approximately 285 kiloliters of regular gasoline
  - (3) Term of delivery: From April 1, 2019 to March 31, 2020
  - (4) Delivery place: Place designated by person in charge of the contract

- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 19, 2019(If brought in person: 10:00 A.M. March 20, 2019)
-

平成三十一年二月五日  
印刷発行

発行人所

山口県知事